平成 険税 をお願

健康保険税の軽減対象が拡 大されます。 今回 「の改正により、 国民

◆軽減対象の拡大 国民健康保険税は、

ります。 平等割を軽減する制度があ 中の所得が一定の基準以下 の世帯に対して、均等割と 前年

被保険者数に乗ずる金額

【改正前】

険者に所得未申告の方がい

ただし、世帯主及び被保

ための申請は不要です。

なお、軽減措置を受ける

る場合は、

軽減措置の対象

軽減割合	軽減判定所得			
7割	33万円以下			
5割	33 万円 + (被保険者数× 27 万円) 以下			
2割	33 万円 + (被保険者数× 49 万円) 以下			

します。

を49万円から50万円に改定

被保険者数に乗ずる金額

改定します。

◎2割軽減

を2万円から2万5千円に

【改正後】

世帯の対象となる基準額の

5割軽減世帯と2割軽減

計算方法が変わります。

◎5割軽減

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数× 27万5千円)以下
2 割	33 万円 + (被保険者数× 50 万円) 以下

*軽減判定所得:世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等(賦課期日に資格を有する方)

*65歳以上の公的年金受給者の方は年金所得から15万円控除した金額で判定します。

得の申告をしてください。 になりませんので、 ・必ず所

88万円 ◇2人世帯(夫婦58歳、57歳)の場合 軽減判定所得 2人合わせた所得 【改正前】 【改正後】

軽減割合	軽減判定所得	
7割	33万円以下	×
5割	33万円+(2人×27万円)=87万円以下	×
2割	33万円+(2人×49万円)=131万円以下	0



	軽減割合	軽減判定所得	
	7割	33万円以下	×
	5割	33万円 + (2人×27万5 千円) = 88万円以下	0
	2割	33万円+(2人×50万円)=133万円以下	×

改正前は2割軽減世帯でしたが、改正後は5割軽減世帯になりました。



お問合せ 保険年金課

20297 (21) 2187

ます、 早めに申告してください。 の申告をしてください。 定されますので、必ず所得 額についても所得により判 高額療養費の自己負担限度 74歳の方)の自己負担割合、 まだ申告されていない方は ついても申告が必要です。 いる場合、所得が無い方に また、8月に更新となり 国民健康保険に加入して 前期高齢者(70歳~

|民健 得の申告を お願いします ご加入の方 康保険に